

大規模小売店舗立地法に基づく変更のお知らせ

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づき、店舗面積、荷さばき施設・廃棄物保管施設の位置及び規模、営業時間、荷さばき可能時間帯を変更する旨の届出を令和 8 年 9 月 30 日付で熊本県知事に対して提出しましたので、同法施行規則第 11 条第2項の規定により掲示します。

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパーセンタートライアル山鹿店
所 在 地 山鹿市山鹿字永田池 821 番 1 外

2. 設置者の名称及び住所

名称	住所
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号
株式会社青木流通不動産商事	宮崎市吉村町今村甲 4183 番地 1
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市柴町 1732 番地

3. 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 4,947 ㎡ (変更後) 5,356 ㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 荷さばき施設の位置及び面積

位置	変更前	変更後
荷さばき施設①	120.0 ㎡	120.0 ㎡
荷さばき施設②	50.0 ㎡	50.0 ㎡
荷さばき施設③	24.0 ㎡	24.0 ㎡
荷さばき施設④	—	30.0 ㎡
合計	194.0 ㎡	224.0 ㎡

② 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	変更前	変更後
廃棄物保管施設①	30.67 ㎡	30.67 ㎡
廃棄物保管施設②	23.35 ㎡	23.35 ㎡
廃棄物保管施設③	3.50 ㎡	3.50 ㎡
廃棄物保管施設④	—	2.30 ㎡
合計	57.42 ㎡	59.72 ㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー	24 時間	24 時間
株式会社セリア	10 時 00 分～20 時 00 分	10 時 00 分～20 時 00 分
株式会社ワークマン	—	24 時間

② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	変更前	変更後
荷さばき施設①	24 時間	24 時間
荷さばき施設②	24 時間	24 時間
荷さばき施設③	6 時 00 分～22 時 00 分	6 時 00 分～22 時 00 分
荷さばき施設④	—	24 時間

4. 変更する年月日

令和 9 年 5 月 31 日

5. 変更する理由

テナント誘致のため

<お問合せ先>

株式会社エスパシオコンサルタント(担当 河野)
電話番号 06-6233-7111(午前 10 時から午後 5 時まで平日(月～金))

<届出書の縦覧先及び意見書の提出先>

熊本県 商工振興金融課 経営支援班 ホームページ
期間 令和 8 年 10 月 16 日(金)から令和 9 年 2 月 16 日(火)まで

熊本県 ホームページはこちら

